

第1300回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成26年1月9日 木曜日

開会 11時00分 閉会 11時35分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員長 藤原 勝紀
委員 星川 茂一
委員 奥野 史子
委員 秋道 智彌
委員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍聴者 0人

5 議事の概要

(1) 開会

11時00分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1299回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件

イ 非公開の承認

議案2件については、議会の議案に対しての意見の申出に関する案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議第50号 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 東教職員人事課長

地方公務員法の改正を受け、京都府が配偶者同行休業及び高齢者部分休業の新設に向けた関係条例の改正を行うことに準じ、府並教職員について京都市も同様の条例改正を行う。

まず配偶者同行休業について説明する。配偶者同行休業とは、公務での活躍が期待さ

れる有為な人材の継続的な勤務を促進するため、外国での勤務等をする配偶者と教職員が生活を共にする場合、3年以内で休業することができるものである。

休業期間は最長3年間で、期間の延長は3年の範囲内で可能である。休業の取消し事由は、配偶者と生活を共にしなくなった場合である。また、休業中の給与は無給となる。

なお、地方公務員法で、条例で定めるべき事項として、承認事由、期間の再延長事由、承認の取消し事由があるが、京都府条例案に未確定の部分があるため、今回の改正案についても若干の変更可能性がある。

制度創設の背景としては、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の更なる活躍が挙げられ、その具体的な方策の一つとして「配偶者の転勤に伴う離職への対応」が求められていることを踏まえたもので、平成25年11月に国家公務員・地方公務員とも必要な法改正がなされている。

なお、人事院が国家公務員を対象に行った調査では平成24年までの5年間で少なくとも19名以上が海外への配偶者同行を理由として退職しているとされている。本市においては、直近5年間での退職者は確認できなかったが、平成25年度末では1名把握しており、本制度の活用を検討している。

市立学校における利用については、小学校では6割、全体でも5割を超えるなど女性教職員が多いことや、海外日本人学校や青年海外協力隊に毎年10名程度の教員を派遣していることから、制度を活用する可能性は高いと考えている。

続いて高齢者部分休業について説明する。高齢者部分休業とは、体力の低下、疾病などの加齢による諸事情への対応やボランティア活動への従事、さらには年金と雇用の接続を踏まえ、高齢教職員の働き方の多様化に対応するため、定年退職日5年前の教職員が、公務の運営に支障が生じない場合に、勤務時間を短縮しながら定年まで勤務することができるものである。

休業期間は、休業開始日から定年退職日までの5年以内とし、1週間当たりの勤務時間の2分の1以内の時間を5分単位で休業することができる。休業時間の延長は、1週間当たりの勤務時間の2分の1以内で延長が可能である。承認の取消し又は休業時間の短縮は、業務の代替措置が著しく困難な場合で、職員の同意を得た場合に可能となる。給与については、休業時間数分の給与額を減額する。

なお、部分休業については、大学等で夕刻からの講習を履修するための修学部分業を導入しているが、部分休業時の要員の補充はない。今回の高齢者部分休業についても、京都府では1職場で週38時間45分を超える部分休業がなければ原則として要員を補充する措置はないとしており、京都市においても京都府に準じて原則として要員を補充する措置はない。

2月市会に提案し、施行日は平成26年4月1日予定である。

(委員からの主な意見)

- 高齢者部分休業は通院のために取得してもよいのか。
- これまで高齢者部分休業を取得したいという要望があったか。
- 配偶者同行休業について、子に関する規定はあるのか。
- 男性も配偶者同行休業が取得できるのか。
- 退職手当の支給について、配偶者同行休業を取得した期間は勤続年数から除外するのか。

(事務局)

- 疾病のために通院する場合やボランティア活動への従事等の事由により高齢者部分休業を取得することが可能である。
- 制度がなかったため把握していない。
- 子に関する規定はない。
- 配偶者同行休業は性別に関係なく取得できる。
- 服務や手当等については育児休業と同様であり，除外する

(議決)

委員長が，議第50号「京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

議第51号 京都市定数条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき，行財政局が2月市会において平成26年度の職員定数を反映した「京都市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定について提案するにあたり，教育委員会関係分の改正を市長（行財政局）に依頼するための議案である。

なお，この定数の範囲は，指導主事を含む「教育委員会事務局職員」の他，管理用務員，給食調理員，事務員，養護職員の「市費負担職員」及び高校・幼稚園の教員等の「市費負担教職員」が対象となり，市立小・中・総合支援学校の「府費負担教職員」は，本条例の対象外である。

本市では，これまでから職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んできた。

職員定数の適正化については，「京都未来まちづくりプラン」における平成20年度から平成23年度までの4年間に京都市全体で1300人の職員削減という目標に対して1444人の削減を行うなど徹底した取組を進め，職員数は最も多かった昭和55年度の約2万人から約1万4千人にまで減少した。

しかしながら，本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ，さらに新たに「はばたけ！未来へ京プラン」における平成24年度から平成27年度までの4年間を対象として全任命権で約700人（うち，教育委員会では110人）を削減する「部門別定員管理計画」を定め，引き続き，定員適正化に努めているところである。

これらの状況を踏まえ，平成26年度における教育委員会関係分の条例定数については，「校長・教員」の定数を配置見直しにより18人を減員し，「その他（給食調理員・管理用務員・事務局指導主事）」の定数を退職不補充等の定員管理計画により15人を減員したい。

なお，「校長・教員」の「配置見直し」による18人の減員については，市立高校における学級数が平成25年度に6学級，平成26年度に3学級減ることに伴うものである。

一方，平成26年度単年に，4年に一度の小学校の教科書採択のため，事務局職員（行

政職)・事務局指導主事をそれぞれ1人ずつ、計2人分の定数を増員したい。

したがって、最終的に31人を減員し、平成26年度条例定数を「2178人(うち校長及び教員863人)」と改正したい。

(委員からの主な意見)

○学級数減というのは、少子化によるものと考えられるが、これは全国的な傾向か。

○他都市と比べてはどうか。

○厳しい財政状況の中ではあるが、「教育は人である」ことを忘れず、今後も、京都市教育委員会独自のポリシーを持って、取り組んでいかなければならない。

(事務局)

○全国的にそのような傾向にあるものと考えられる。

○他都市と比較すると多いが、これは本市が、教育を重要政策と位置付け、喫緊の教育課題への対応として、積極的に教育改革を推進してきた結果である。また、小学校低学年(2年生)や中学3年生を対象とした少人数学級実現のための常勤講師の配置は、まさに、厳しい財政状況の中で、京都市教育委員会が独自で取り組んでいるものである。

○教育委員会事務局においても、平成25年度に、首席指導主事等の一部の正規ポストを嘱託化することにより、職員定数の削減に努めている。今後も職員定数の削減に取り組みつつも、教育水準の維持・向上を図ることのできる、効率的な組織体制の構築に努めていく。

(議決)

委員長が、議第51号「京都市定数条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) 閉会

11時35分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長